

障第1408号
令和6年1月9日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和6年能登半島地震に伴う介護給付費等及び障害児通所給付費等の
請求の取扱いについて(令和5年12月サービス提供分)

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このことについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせ
いたします。

概要は次のとおりです。なお、詳細は別添事務連絡をご確認ください。

【概要】

令和5年12月サービス提供分に係る介護給付費等の請求については、今回の地震被災によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した障害福祉サービス等の事業所においては、概算請求を行うことができます。なお、概算で請求する場合、令和6年1月15日までに概算による請求を選択する旨、別紙様式により各国保連に届け出てください。

1月分サービス提供分(2月提出分)以降の介護給付費等の請求の取扱いについては、別途連絡します。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	島 田
電 話	058-272-1111 内3491		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		